

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立豊岡小学校

はじめに

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する学校の基本理念

【基本理念】

本校は、いじめは全ての児童に関する問題ととらえ、学校内外を問わずいじめが行わ
れず、児童が安心して学校生活を送れるように力を尽くす。そのため、いじめを行っては
ならないことを周知徹底するとともに、未然防止・早期発見・いじめが疑われた場合の正
確な事実確認・関係者との連携・受けた側への支援・行った側への指導や助言等の取組を
具体的に示し、真摯な姿勢で取り組むこととする。

(2) いじめの禁止

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条より）

(3) いじめの定義

【定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

(4) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずし、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(5) いじめ問題の理解

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やスマートフォン・パソコンの介在により、いっそう見えにくいものになっている。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、誰もが被害者になり得

るものであることを充分に認識しておく必要がある。いじめは、力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる児童は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。また、いじめは、意識的かつ集合的に行われる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立するのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在によって成り立っている。したがって、教職員は、学校全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような集団づくりを行う。いじめの背景にあるいじめる側の心理を読み取ることも重要で、対応の方向性への示唆が得られるだけではなく、いじめの未然防止にもつながる。いじめの衝動を発生させる原因として、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者になることへの回避感情、⑥テレビ番組やネット動画等の安易な模倣などが挙げられる。

2 いじめの未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

- 自主的・実践的活動を大切にし、一人一人の児童に活躍の場と居場所のある行くのが楽しみな学級づくりを推進する。
 - ・ いきいききらきらコーナーの設置
 - ・ 学級遊びの日の設定
 - ・ 係、当番活動の充実
 - ・ 音読カードを通じての保護者との情報交換

(2) 人権・同和教育の充実

- 人間尊重の精神を養い、差別解消への実践力を育てる。
 - ・ あたか言葉のキャッチボールの実践
 - ・ 気持ちの良い挨拶、はいの返事の実践
 - ・ 伝え合う学習
 - ・ 今城宇兵衛集会
 - ・ 道徳ファイルを活用した家庭への啓発

(3) 道徳教育の充実

本校重点項目

- 目標を立て、希望と勇気を持ち、強い意志で粘り強くやり抜くことのできる児童の育成
 - 自他の生命を尊重し、自らの健康安全に努めることのできる児童の育成
 - 思いやりの心を持ち、仲良く助け合うことのできる児童の育成
 - 誰に対しても、公正、公平に接することのできる児童の育成
- ア 人権・同和教育と関連させ、いじめを許さない、加害者や傍観者にならない気持ちや態度を育てる。

イ 道徳的実践の推進

- ・ 道徳コーナーの充実

(4) 体験活動の充実

○ 心の通う対人交流の素地を養う。

- ・ 縦割り活動（にこにこ班での遊び・遠足・清掃活動・交流給食等）
- ・ 地域の仲間との活動（子ども太鼓台の運行・豊岡大運動会・地区清掃・愛護班活動・集団登下校等）
- ・ 保護者・地域の人とともに（豊岡大運動会・子ども太鼓台の運行・育豊祭・芋さし・芋堀り・海岸清掃・花植え等）
- ・ 幼・保・小の交流（1日体験入学）

(5) 児童生徒の主体的な活動（児童会活動）

ア いじめの防止に資する児童等が自主的に行う活動を支援する。

- ・ 特別活動（児童会活動での取組・学級会での取組・挨拶運動・学級遊び・縦割り遊び・いきいききらきらカード等）
- ・ 今城宇兵衛集会
- ・ 「いじめ STOP 愛顔の子ども会議」への参加と全校へ広げる取組

イ 委員会を中心に全校で継続して活動することを推進し、自己肯定感を培う。

ウ ボランティア活動を推進し、自己有用感を培う。（朝清掃等）

(6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

- ・ 授業のユニバーサルデザイン化の推進
- ・ 練り合う場、伝え合う場の設定
- ・ ノート指導
- ・ ICT とアナログの効果的活用

(7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

- ・ フリートークの実践
- ・ 話合い活動のマニュアルの活用

(8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールソーシャルワーカー等の活用）

ア 児童の実態をつかむためのアンケート・チェックリストの活用

- ・ 毎月行い、児童の日常の様子の把握「学校生活アンケート」（資料1）
- ・ 早期発見のために教師用や保護者用のチェックリストの活用（資料2）

イ 児童等、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備

- ・ 教育相談日の設定（児童・保護者対象）
- ・ SSW 等関係諸機関との連携

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように児童等及びその保護者に啓発する。

- ・ 情報モラル教育の推進
- ・ 講演会の実施（教職員・保護者等）

- ・ 学校便り
- イ パソコンやスマホの良き使い手として必要な能力やスキルを身に付け、問題が起きた時の解決方法を考える力や実践力を養う
- ・ デジタル・シティズンシップ教育の推進
 - ・ 一人一台端末の積極的な活用の推進
 - ・ 加害者にも被害者にもならず自立して活躍できる取組の推進

(10) 発達障がい等への共通理解

校内教育支援委員会などを通して、全校児童一人一人の特性やその子に必要な支援、配慮等について、共通理解を図る。

(11) 校内研修の充実

- 職員会議や教員研修等の計画的な実施
- ・ 学校いじめ防止基本方針及び法令等についての研修の推進
 - ・ いじめ重大事態発生時の関係者の対応、調査についての周知徹底

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 児童生徒をまもり育てる協議会
イ 豊岡町ふるさとづくり実行委員会

3 いじめの未然防止等のための組織の設置

(1) 名称「いじめ防止対策校内委員会」

(2) 構成員

基本 : 管理職、教務主任、研修主任、生徒指導主事、学級担任、人権・同和教育主任

状況に応じて：特別支援教育コーディネーター、教職員、養護教諭

※ 必要に応じて、外部専門機関等と連携する。

(3) 活動内容

- ア 早期発見のための研修
- ・ 子どもの声に耳を傾ける。（日記、相談、雑談等）
 - ・ 子どもの行動を注視する。

イ 学校生活アンケート等調査の工夫（資料1）

ウ チェックリストの活用（資料2）

教師用は、年度初めに配布し、活用する。保護者用は、保護者教育相談の案内プリントに載せ、子どもの観察に活用してもらう。

エ 相談活動の充実（保護者との教育相談、児童との面談）

オ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

カ 地域及び関係機関との連携

キ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

ク 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

(4) 年間取組計画の策定

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策校内委員会（方針、計画） ・情報共有 ・学校評価をもとに研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・育豊会総会（方針説明） ・年間計画への位置付け ・学級、学年集団づくり ・今城宇兵衛集会 ・地区別懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、日記 ・教育相談（毎月） ・児童生徒の観察 ・教職員の情報交換 ・学校評価アンケート
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策校内委員会（2、3学期の計画） ・情報共有 ・児童生徒をまもり育てる協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級、学年集団づくり ・低・中・高別今城宇兵衛集会 ・人権・同和教育参観日で保護者啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、日記 ・教育相談（毎月） ・児童生徒の観察 ・教職員の情報交換 ・学校評価アンケート
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価をもとに研修 ・情報共有 ・児童生徒をまもり育てる協議会 ・いじめ防止対策委員会（引き継ぎ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級、学年集団づくり ・今城宇兵衛集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、日記 ・教育相談（毎月） ・児童生徒の観察 ・教職員の情報交換

(5) アンケートの実施・考察

4 いじめが発生した場合の組織の設置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 名称 「いじめ問題調査委員会」

(2) 構成員

基本 : 管理職、教務主任、研修主任、生徒指導主事、学級担任、低・中・高学年主任、人権・同和教育主任

特別支援教育コーディネーター等関係教職員、養護教諭、関係保護者

状況に応じて：スクールカウンセラーや臨床心理士等の専門家を含む必要と思われる者、スクールソーシャルワーカー、児童・生徒をまもり育てる協議会員、学校運営協議会委員、主任児童委員

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に示す。

イ 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援

ウ 加害児童生徒への指導及び保護者への支援

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置

必要があると認めるときは、いじめを行った児童等を、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせ、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

カ 懲戒

いじめを行った児童に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を 基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

コ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。）

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(1) 調査組織 「いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

- (1) 児童、保護者、教師のアンケートを集約し、学校運営協議会で成果と課題を明らかにするとともに、市教委へ報告する。また、その中で、いじめに対する取組についても客観的に分析し、評価することで、その後の取組の改善につなげていく。

7 ホームページでの公開について

「学校いじめ防止基本方針」の骨子について、育豊会総会等で保護者に周知するとともに、ホームページ上に全文を公開する。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への備え

- (1) いじめの初期対応のフローチャート（いじめ対応行動マニュアル）（資料3）
- (2) いじめ重大事態の基本的なチェックリストを活用

9 正確な事実関係の把握及び記録・情報共有体制の構築

- ・ いじめ及び生徒指導事象に関する事実関係の把握をし、確実に残す。

R7.9.1一部改訂

学校生活アンケート

なまえ()

みなさんが、あかるく たのしいきもちで、すごせるようにするものです。
あてはまるものに○をつけましょう。

1 がっこうは たのしいですか。

ア たのしい イ まあまあたのしい ウ あまりたのしくない エ たのしくない

りゆう

2 あなたは、いつしょにあそぶ ともだちが いますか。

ア いつもいる イ まあまあいる ウ あまりいない エ いない

3 あなたは、このごろ いやなことばを いわれたことがありますか。

(ラインやインターネットゲームのかきこみもふくむ。)

ア ある いわれていやだったことばは、なんですか。 イ ない



4 じぶんが つかっていることばは、どちらが おおいですか。

ア あったかことば イ ちくちくことば

5 あなたは、こんげつ いじめを みましたか。

ア みた イ みてない

6 あなたは、こんげつ だれかに いじめられたことがありますか。 (なかまはずし むしなど)

ア ある イ ない

7 あなたは、こんげつ だれかにいじわるをしたり、いやなことを いったり しましたか。

ア ある イ ない

8 あなたは、こんげつ おとなから たたかれたり、いやなことをされたり したことはありますか。

ア ある イ ない

9 あなたは、いま、こまっていることがありますか。

ア ある イ ない

10 いま、がんばっていることはなんですか。



11 せんせいに いいたいことがあるひとは、かきましょう。



(資料2)

教師用

時系列		児童を観るポイント	児童氏名
登校から 朝の会	1	遅刻・欠席・早退が増えた。	
	2	挨拶の様子がいつもと違う。	
授業時間	3	保健室で過ごす時間が増えた。	
	4	忘れ物が増えた。	
	5	授業で間違えた時、周りの子が笑う。	
	6	机を離されたり、避けられたりする。	
休み時間	7	一人で過ごすことが増えた。	
	8	異学年の子と遊ぶことが多くなった。	
給食時	9	たびたびみんなが嫌がる係になる。	
下校	10	みんなと一緒に下校しようとしている。	
	11	準備や片づけを一人でしていることが多い。	
学校生活 全般	12	グループ分けで、なかなか所属が決まらない。	
	13	本意でない係や委員になることが多い。	
	14	衣服の汚れや擦り傷がみられる。	
	15	持ち物等への落書き。	
	16	持ち物がなくなったり、作品が壊れていったりする。	

保護者用

		チェックするポイント	チェック
朝の様子	1	朝、起こしてもなかなか起きられない。	
	2	体の不調をよく訴える。	
	3	朝食など、様々なことに時間が掛かるようになる。	
	4	欠席の連絡を入れると落ち着く。	
家庭生活	5	不機嫌なことが多くなる。	
	6	食欲がなくなる。	
	7	友達と会ったり、遊んだりしなくなる。	
	8	自分の部屋に閉じこもりがちになる。	
	9	ゲーム等に熱中するようになる。	
	10	夜更かしをする。	
学校生活	11	「学校が面白くない。」と言い始める。	
	12	成績が下がる。	
	13	学校をよく休みたがる。	